

設立趣旨書

1 趣旨

消費者被害のない安全安心な社会を築くことは私たちの切なる願いであり、長年、多くの消費者や消費者団体、専門家、行政等の関係機関が、消費者教育や消費者被害の防止救済などの活動に取り組んできました。

しかしながら、食や製品の安全に関する事故、悪質商法による被害など、私たちの暮らしを脅かす出来事が後を絶ちません。ここ奈良でも、消費者行政の充実強化が図られ、啓発や消費者の権利を守るための様々な活動に取り組まれています。依然として、悪質商法による被害を中心に高齢者や若年者を含むあらゆる世代において消費者被害が多発しています。

このような中、消費者は、単に事業者が提供する商品・サービスの受け手にとどまらず、消費行動や事業者や行政に対する働きかけを通じて、主体的に社会、経済、環境に影響を与えることができる存在であることが認識されるようになり、消費者が自主的かつ合理的に行動し、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参加していく「消費者市民社会」の実現とそのための消費者教育の重要性が叫ばれています。あらゆる世代の消費者が、生涯を通じて、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において、適切な消費者教育を受け、主体的・合理的に行動することによって、情報が世代をこえて提供され、行政への働きかけが盛んになり、見守りが行き届いた社会を作ることができ、消費者が被害者にも加害者にもなることを防ぐことができます。

このような社会を実現するためには、消費者が不断に努力することはもとより、関係機関が、その特性を活かし、互いに連携・協力しながら、消費者問題に関わる活動に取り組んでいくことが必要不可欠です。

私たちは、このような趣旨のもと、個々の消費者や消費者団体、専門家等の関係機関のネットワークである「なら消費者ねっと」を設立して消費者問題に関わる活動をしてきましたが、今般、社会的信用の向上、行政をはじめとする関係機関との連携の強化、組織基盤の充実等を図り、より責任のある充実した活動ができるように、特定非営利活動促進法に基づき特定非営利活動法人なら消費者ねっとを設立することとしました。この法人は、消費者が安心して安全に暮らせる地域社会を築くために、関係機関との連携を図り、消費者への啓発、消費者教育、消費者行政の充実強化に関する取組み、提言、消費者問題に関わる調査、研究、消費者被害の防止等、不特定かつ多数の消費者の権利の擁護を図るための活動を行い、もって消費者の権利の確立に寄与することを目的とします。

2 申請に至るまでの経過

- 2013 年2月 消費者問題に関わる消費者、消費者団体及び専門家等が集まり、任意団体「なら消費者ねっと」を設立
- 2014 年5月 行政や他団体との連携も深まり、活動内容も充実してきたため、より信頼される団体となるように、通常総会においてNPO法人化の方針を決定
- 2014 年8月 法人化に向けた検討会議を開催
- 2014 年10月 法人化に向けた検討会議を開催
- 2015 年3月 法人化に向けた検討会議を開催
- 2015 年5月 設立総会及び発起人会を開催

2015 年 5 月 30 日

特定非営利活動法人なら消費者ねっと

設立代表者 奈良県生駒市真弓2丁目4番17号

北 條 正 崇